

京都市告示第447号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和5年12月1日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂蟬ヶ垣内町、上賀茂豊田町、上賀茂畔勝町、上賀茂池端町、上賀茂東上之段町、上賀茂西上之段町、上賀茂六段田町、上賀茂前田町、上賀茂大柳町、上賀茂高繩手町、上賀茂石計町、大宮薬師山東町、大宮中ノ社町、西賀茂北鎮守菴町、西賀茂北今原町、西賀茂川上町、西賀茂下庄田町、西賀茂上庄田町、西賀茂井ノ口町、西賀茂山ノ森町、西賀茂柿ノ木町、西賀茂丸川町、西賀茂坊ノ後町、鷹峯藤林町、紫野西蓮台野町及び紫竹上ノ岸町の各一部

京都市左京区下鴨芝本町、下鴨北芝町、上高野東氷室町、上高野深田町、上高野下東野町、上高野畑町、修学院鹿ノ下町、一乗寺東浦町、岩倉中河原町、岩倉南河原町、岩倉下在地町、岩倉花園町、岩倉長谷町、岩倉幡枝町、岩倉東宮田町及び岩倉三笠町の各一部

京都市山科区西野小柳町、西野左義長町、東野森野町、北花山市田町、北花山中道町、四ノ宮芝畑町、音羽珍事町、大宅中小路町、大宅五反畑町、川田御輿塚町、川田欠ノ上、勸修寺東北出町、勸修寺閑林寺、西野山中鳥井町及び西野山射庭ノ上町の各一部

京都市南区吉祥院新田式ノ段町、吉祥院池田町、吉祥院石原開町、上鳥羽卯ノ花町、上鳥羽奈須野町、上鳥羽西浦町、上鳥羽山ノ本町、久世上久世町、久世殿城町及び久世築山町の各一部

京都市右京区太秦森ヶ西町、太秦皆正寺町、太秦堀池町、常盤一ノ井町、常盤古御所町、常盤山下町、太秦安井二条裏町、嵯峨野南浦町、嵯峨野投淵町、山ノ内五反田町、西院金槌町、西京極畑田町、西京極徳大寺団子田町、西京極郡醍醐田町、梅津北浦町、

嵯峨大覚寺門前堂ノ前町、嵯峨鳥居本仏餉田町、嵯峨釈迦堂藤ノ木町、嵯峨大覚寺門前六道町、嵯峨観空寺岡崎町、北嵯峨気比社町及び嵯峨天龍寺椎野町の各一部

京都市西京区上桂北村町、桂畑ケ田町、桂上野中町、桂上野東町、桂市ノ前町、桂浅原町、桂北滝川町、桂徳大寺南町、川島野田町、川島三重町、下津林南大般若町、下津林前泓町、下津林番条町、牛ヶ瀬奥ノ防町、檜原比恵田町、檜原六反田、御陵内町、山田南山田町、嵐山薬師下町、嵐山森ノ前町及び大枝東長町の各一部

京都市伏見区北端町、向島吹田河原町、醍醐上ノ山町、醍醐西大路町、醍醐槇ノ内町、深草大亀谷大谷町、深草大亀谷東寺町、深草大亀谷大山町、深草大亀谷万帖敷町、深草大亀谷東古御香町、深草僧坊町、竹田向代町、竹田中島町、竹田中川原町、竹田内畑町、竹田西内畑町、竹田西段川原町、竹田田中殿町、竹田田中宮町、竹田北三ツ杭町、中島河原田町、中島中道町、下鳥羽前田町、下鳥羽北ノ口町、横大路西海道、横大路下三栖東ノ口町、横大路三栖池田屋敷町、納所星柳、納所和泉屋、久我石原町、久我本町、久我御旅町、久我森の宮町、久我東町、久我西出町、羽束師菱川町、羽束師古川町、羽束師志水町、羽束師鴨川町、淀美豆町及び淀生津町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)